

令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務 プロポーザル実施要領

富士見町では、平成30年に防災ガイドブックを作成・配布し、町民の防災知識の向上と、自助・共助の推進を図ってまいりました。

令和7年度に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に規定する土砂災害(特別)警戒区域の指定が長野県により更新されることに伴い、地震・風水災害等が発生した場合の被災想定や避難情報等を地図上に示し、災害、避難情報を町民に提供すること、また、平時の防災意識の向上と災害による被害の防止・軽減を図るため、防災の総合的な情報がまとめられた防災ガイドブックの更新を行い、町全体の防災力向上を図ります。

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務

(2) 業務内容

別紙の令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）までとする。

(4) 契約上限額

5,665,000円（消費税及び地方消費税含む）

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記のとおりとする。

(1) 提出期限までに、富士見町競争入札参加資格者名簿に登録される見込みのあるもの。

(2) 次の要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項）において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 町の入札参加資格停止措置要綱に規定する入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- ⑤ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

3. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「2. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

4. 関係資料

(1) 配布資料

- ① 令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務プロポーザル実施要領
(以下、「実施要領」という。)
- ② 令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務仕様書
(以下、「仕様書」という。)
- ③ 令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務提案書作成要領
(以下、「作成要領」という。)
- ④ 令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務審査要領
(以下、「審査要領」という。)
- ⑤ 令和7年度 富士見町防災ガイドブックデータ更新業務様式
(以下、「様式」という。)

5. 主なスケジュール (予定)

項番	手続き等	期限等
1	参加者公募開始	令和7年4月10日(木)
2	質問受付	令和7年4月17日(木) 17時まで
3	質問回答	令和7年4月21日(月)まで随時回答
4	参加者申請書提出	令和7年4月28日(月) 17時まで
5	提案書提出締切	令和7年5月12日(月) 17時まで
6	審査会 (プレゼンテーション)	令和7年5月20日(火)
7	審査結果の通知	令和7年5月中
8	契約	令和7年5月中

6. 参加申請書の提出

- (1) 提出書類 別紙「参加申請書（様式第5号）」による。
- (2) 提出期限 令和7年4月28日（月）17時まで
- (3) 提出先 〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777
富士見町役場財務課財政係 担当：松沢
電話（直通）0266-62-9126 Fax 0266-62-4481
E-mail 9127@town.fujimi.lg.jp
- (4) 提出方法 電子メールにより提出

7. 質問の受付、回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書（様式4）を提出すること。

- (1) 提出方法
「6. 参加申請書の提出（3）」まで電子メールにより提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年4月17日（木）17時まで
- (3) 回答方法
令和7年4月21日（月）までに町ホームページにより随時公表する。

8. 提案書等の提出

- (1) 提出方法
参加を希望する者は、令和7年5月12日（月）17時までに、下記①から⑤の書類を持参、郵送により「6. 参加申請書の提出（3）」まで提出すること。
- (2) 提出書類
書類作成にあたっては、仕様書及び作成要領に基づき作成すること。
提出部数：正本1部 副本8部
 - ①提案書表紙（様式1）
 - ②会社概要（様式2）
 - ③参考見積書（様式3）
 - ④提案書（様式任意）
自由提案として本業務の費用の範囲内で、提案者の専門的な立場から本町にとって有益な提案があれば記載すること。なお、用紙サイズは原則A4版縦とする。
 - ⑤実施スケジュール（様式任意）
本業務における実施スケジュールを工程別に整理して記載すること。なお、用紙サイズはA3とする。

9. 選定方法

提出された書類の内容を審査要領に基づき、町職員で構成する選定委員会において審査を行い、選定委員の合計得点を総計した合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、受託候補者は最低水準得点（6割）を満たす者とする。

なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「2. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。その場合においても最低水準得点を満たす者とする。

10. プレゼンテーション

提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び選定委員からの質疑を行う。

(1) 日程

令和7年5月20日（火）

※時間、場所、会議方法等の詳細については、後日連絡する。

(2) 提案の説明及びヒアリング

1業者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分）

(3) その他

- ・出席者は2名以内とし、契約の相手方となった場合、業務の責任者となる予定の者が参加すること。
 - ・提案の説明の順番については、原則提案書を受け付けた順とする。
 - ・パワーポイント等の資料を投影して説明する場合は、事前に報告すること。
- この際、投影する資料は提案書もしくは提案書を要約したものとし、提案書の内容以上のものは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本町で用意するが、使用するPC等の機器は各参加者で用意の上、当日持参すること。

11. その他

- (1) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。提出された関係書類は審査以外に利用しない。
- (2) 提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。
- (3) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他町が必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の提案書の全部または一部を無償で 사용할ことができるものとする。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) プロポーザル参加の費用はかからないが、この件に要する経費は全て各事業者負担とする。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については町が定める。